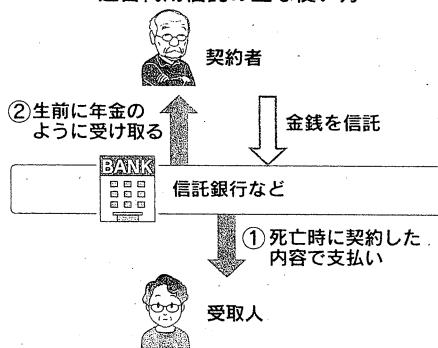


? 6

Saturday

〔第三種郵便物認可〕

遺言代用信託の主な使い方



名前は似ているが内容は大きく異なる

| | 遺言代用信託 | 遺言信託 |
|--------|------------------------|-----------------------------|
| 扱う資産 | 現預金のみ | 資産全般 |
| 扱える金額 | 100万～3000万円 | 原則制限なし |
| 費用 | 無料 | 一連のサービスで約140万円から(資産額などで異なる) |
| 主な利用目的 | 自分の葬儀代負担、毎月一定額での財産の支払い | 契約者の意向に沿った財産の分配 |

(注)大手信託銀行の場合

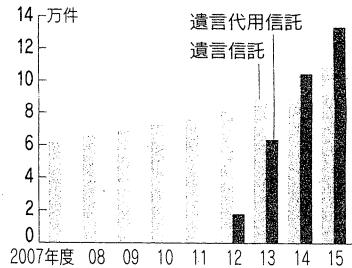
「自分の父親が亡くなつた時は手元にお金がなくて大変だった。娘にはそういう思いをさせたくない」都内に住む70代の女性は信託銀行の遺言代用信託の契約を検討している。自分の葬儀代を遺産でスマーズに貯めるようにするためだ。

遺言代用信託は銀行が契約者からお金を預かり、あらかじめ決めた方法で受取人に払い出す仕組みだ。代女性の場合なら、娘を受取人に払い出す仕組みだ。

「自分の死後すぐには預けたお金を渡すよう契約をすれば、そのお金を自分の葬儀代に充てられる。

取人にし、自分の死後すぐには預けたお金を渡すよう契約をすれば、そのお金を自分の葬儀代に充てられる。

遺言信託や遺言代用信託の利用は増加している



確実に葬儀代／月定額で支払い

銀行の相続関連商品には「遺言信託」もある。遺言代用信託と名前は似ているが、中身は全く異なる。遺言に關わる一連の手続きを手助けするサービスで、銀行がお金などの資産を預かることが主目的ではない。遺言で契約者の意向を確實に表現するために使われるほか、相続人などの手間を減らせる利点がある。費用は大手信託銀行の場合約140万円からで、遺産額や契約内容で変わることもある。

遺言信託のサービスは大きく3つに分かれる。(1)遺言の作成や公証役場での手続き支援(2)遺言書の保管(3)遺言者が亡くなった後の遺言の執行だ。それぞれの段階で専門家が関与するためトラブルになりづらい。

契約をするとき、まず遺言書の文面作成などで銀行が

は原則として原本が保証される。ただし100万円以上といった、まとまった金額を預ける前提となる。

銀行の運用益の一部を受け取る仕組みのため。預けたお金は原則として原本が保証される。ただし100万円以上といった、まとまった金額を預ける前提となる。

などに使う方法もある。

遺言代用信託の利用者は急増しており、2015年度末までの累計受託件数は13万件を超えた。大手信託銀行を中心に12年ぶりから商品の拡充が進んだほか、契約者側の費用負担がほとんどのためとみられる。

手数料がかかるないのは、銀行側は預かったお金は原則として原本が保証される。ただし100万円以上といった、まとまった金額を誰かに渡すと贈与税がかかるが、信託商品を使えば節税効果を得られたり、お金の使い道を決めたりやすい。

非課税で贈与

「教育資金贈与信託」では1人に対し1500万円までを非課税で贈与できる。

贈与したお金は大学の学費や塾の月謝といった「教育費」に使う前提だ。信託協会のまとめでは16年3月末までの3年で契約数は16万件を超えた。「結婚・子育て支援信託」も子や孫に対して住居費や出産・育児費用として1000万円までを非課税で贈与できる。

銀行が保管し、定期的に成者の意向や財産の中身を確認。遺言の中身と実体が異なるのを防ぐ。相続時に相続人の変更などについて告白業を支援する。

「争続」回避へ遺言代用信託